

NISA 口座約款（非課税上場株式等管理、非課税累積投資及び特定非課税累積投資に関する約款）

新旧対照表

（下線部分改正）

現行	改正
<p>（約款の趣旨）</p> <p>第 1 条</p> <p>（略）</p> <p>（非課税口座開設届出書等の提出等）</p> <p>第 2 条</p> <p>1. お客様が NISA 口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、<u>当社に対して租税特別措置法その他の法令で定める次の各号の書類を、それぞれに掲げる期間に、当社での受付及び所定の手続が完了するよう提出していただく必要があります。</u></p> <p>（1）<u>「非課税口座開設届出書」等</u> <u>勘定設定期間の開始の日の属する年の前年 10 月 1 日から当該勘定設定期間の終了の日の属する年の 9 月 30 日までの間</u></p> <p>（2）<u>「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」等</u> <u>NISA 口座を再開しようとする年（以下、「再開年」といいます。）又は、非課税管理勘定又は累積投資勘定を再設定しようとする年（以下、「再設定年」といいます。）の、前年 10 月 1 日から再開年又は再設定年の 9 月 30 日までの間。なお、「非課税口座廃止通知書」が提出される場合において、当該廃止通知書の交付の基因となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定又は累積投資勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当該 NISA 口座を廃止した日から同日の属する年の 9 月 30 日までの間は当該廃止通知書を受理することができません。</u></p>	<p>（約款の趣旨）</p> <p>第 1 条</p> <p>（現行どおり）</p> <p>（非課税口座開設届出書等の提出等）</p> <p>第 2 条</p> <p>1. お客様が NISA 口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、<u>当該非課税の特例の適用を受けようとする年の当社が別途定める期限までに、当社に対して租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 1 号、第 10 項及び第 19 項に基づき「非課税口座開設届出書」（既に当社以外の証券会社又は金融機関において NISA 口座を開設しており、新たに当社に NISA 口座を開設しようとする場合には、「非課税口座開設届出書」に加えて「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」、既に当社に NISA 口座を開設している場合で当該 NISA 口座に勘定を設定しようとする場合には、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」）を提出するとともに、当社に対して租税特別措置法第 37 条の 11 の 3 第 4 項に規定する署名用電子証明書等を送信し、又は租税特別措置法施行規則第 18 条の 15 の 3 第 24 項において準用する租税特別措置法施行規則第 18 条の 12 第 3 項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所及び個人番号（お客様が租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 32 項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日及び住所。）を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。ただし、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」については、NISA 口座を再開しようとする年（以下、「再開年」といいます。）又は非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定若しくは特定非課税管理勘定を再設定しようとする年（以下、「再設定年」といいます。）の前年 10 月 1 日から再開年又は再設定年の 9 月 30 日までの間に提出して</u></p>

現行	改正
<p>2. 当社がお客様から「非課税口座開設届出書」の提出を受けた場合、当社は、当該届出書の提出を受けた日に非課税管理勘定又は累積投資勘定を NISA 口座に設定いたしますが、当社においては、所轄税務署長から当社にお客様の NISA 口座の開設ができる旨等の提供があった日まで、お客様からの上場株式等の買付け等に係る注文等を受け付けないことといたします。</p> <p>3. <u>非課税口座</u>を開設したことがある場合には、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」が添付されている場合を除き、当社及び他の証券会社若しくは金融機関に「非課税口座開設届出書」の提出をすることはできません。</p> <p>4. ～5. (略)</p> <p>(1) 1月1日から9月30日までの間に受付手続が完了した場合 NISA 口座に<u>同日</u>の属する年分の非課税管理勘定<u>又は</u>累積投資勘定が設けられていたとき</p> <p>(2) 10月1日から12月31日までの間に受付手続が完了した場合 NISA 口座に<u>同日</u>の属する年分の翌年分の非課税管理勘定<u>又は</u>累積投資勘定が設けられることとなっていたとき</p> <p>6. お客様が当社の NISA 口座に設けられるべき非課税管理勘定<u>又は</u>累積投資勘定を他の証券会社若しくは金融機関に設けようとする場合は、NISA 口座に当該非課税管理勘定<u>又は</u>累積投資勘定が設けられる日の属する年（以下、「設定年」といいます。）の前年10月1日から設定年の9月30日までの間に当社での受付手続が完了するよう、租税特別措置法第37条の14第13項に規定する「金融商品取引業者等変更届出書」（以下、「変更届出書」といいます。）を</p>	<p>ください。また、「非課税口座廃止通知書」が提出される場合において、当該廃止通知書の交付の基となった NISA 口座において、当該 NISA 口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当該 NISA 口座を廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は当該廃止通知書を受理することができません。</p> <p>2. 当社がお客様から「非課税口座開設届出書」の提出を受けた場合、当社は、当該届出書の提出を受けた日に非課税管理勘定、<u>累積投資勘定</u>又は<u>特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定</u>を NISA 口座に設定いたしますが、当社においては、所轄税務署長から当社にお客様の NISA 口座の開設ができる旨等の提供があった日まで、<u>原則として</u>お客様からの上場株式等の買付け等に係る注文等を受け付けないことといたします。</p> <p>3. <u>NISA 口座</u>を開設したことがある場合には、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」が添付されている場合を除き、当社及び他の証券会社若しくは金融機関に「非課税口座開設届出書」の提出をすることはできません。</p> <p>4. ～5. (現行どおり)</p> <p>(1) 1月1日から9月30日までの間に受付手続が完了した場合 NISA 口座に「<u>非課税口座廃止届出書</u>」の提出を受けた日の属する年分の非課税管理勘定、<u>累積投資勘定</u>又は<u>特定累積投資勘定</u>が設けられていたとき</p> <p>(2) 10月1日から12月31日までの間に受付手続が完了した場合 NISA 口座に「<u>非課税口座廃止届出書</u>」の提出を受けた日の属する年分の翌年分の非課税管理勘定、<u>累積投資勘定</u>又は<u>特定累積投資勘定</u>が設けられることとなっていたとき</p> <p>6. お客様が当社の NISA 口座に設けられるべき非課税管理勘定、<u>累積投資勘定</u>、<u>特定累積投資勘定</u>又は<u>特定非課税管理勘定</u>を他の証券会社若しくは金融機関に設けようとする場合は、NISA 口座に当該非課税管理勘定、<u>累積投資勘定</u>、<u>特定累積投資勘定</u>又は<u>特定非課税管理勘定</u>が設けられる日の属する年（以下、「設定年」といいます。）の前年10月1日から設定年の9月30日までの間に当社での受付手続が完了するよう、租税特別措置法第37条の14第13項に規</p>

現行	改正
<p>提出してください。なお、当該変更届出書が提出される日以前に、設定年分の非課税管理勘定又は累積投資勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当社は当該変更届出書を受け付けることができません。</p> <p>7. 当社は、「<u>変更届出書</u>」の受付手続が完了したときに NISA 口座に設定年に係る非課税管理勘定又は累積投資勘定が既に設けられている場合には、<u>当該非課税管理勘定又は累積投資勘定を廃止します。</u></p> <p>8. 当社は、「<u>変更届出書</u>」の提出を受け当社が別途定める手続が完了した後、速やかにお客様に租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 9 号に規定する「<u>勘定廃止通知書</u>」を交付します。</p> <p>9. <u>第 4 項、第 6 項に基づきお客様が提出された「非課税口座廃止届出書」、</u>「<u>変更届出書</u>」について、当社での受付及び所定の手続が 9 月 30 日までに完了した場合であっても、<u>当社での手続の関係その他の事由により、第 5 項第 1 号の「非課税口座廃止通知書」、第 8 項の「勘定廃止通知書」のお客様への交付が 10 月 1 日以降となる場合があります。</u></p> <p>(NISA 口座開設後に重複口座であることが判明した場合の取扱い) 第 2 条の 2 お客様が当社に対して非課税口座開設届出書の提出をし、当社において NISA 口座の開設をした後に、当該 NISA 口座が重複口座であることが判明し、当該 NISA 口座が租税特別措置法第 37 条の 14 第 12 項の規定により NISA 口座に該当しないこととなった場合、当該 NISA 口座に該当しない口座で行っていた取引については、その開設のときから<u>特定</u>口座での取引として取り扱わせていただきます。</p>	<p>定する「<u>金融商品取引業者等変更届出書</u>」(以下、「<u>変更届出書</u>」といいます。)を提出してください。なお、当該変更届出書が提出される日以前に、設定年分の非課税管理勘定、<u>累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定</u>に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当社は当該変更届出書を<u>受理</u>することができません。</p> <p>7. 当社は、<u>当該変更届出書を受理</u>したときに NISA 口座に設定年に係る非課税管理勘定、<u>累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定</u>が既に設けられている場合には<u>当該非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定を廃止し、お客様に租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 9 号に規定する「勘定廃止通知書」を交付します。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>削</u> <u>る</u></p> <p style="text-align: center;"><u>削</u> <u>る</u></p> <p>(NISA 口座開設後に重複口座であることが判明した場合の取扱い) 第 2 条の 2 お客様が当社に対して非課税口座開設届出書の提出をし、当社において NISA 口座の開設をした後に、当該 NISA 口座が重複口座であることが判明し、当該 NISA 口座が租税特別措置法第 37 条の 14 第 12 項の規定により NISA 口座に該当しないこととなった場合、当該 NISA 口座に該当しない口座で行っていた取引については、その開設のときから<u>一般</u>口座での取引として取り扱わせていただきます。<u>なお、特定口座を開設されているお客様については、その後、当社において速やかに特定口座への移管を行うことといたします。</u></p>

現行	改正
<p>(非課税管理勘定の設定)</p> <p>第3条</p> <p>(略)</p> <p>2. 前項の非課税管理勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日(「非課税口座開設届出書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日)において設けられ、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当社にお客様のNISA口座の開設又はNISA口座への非課税管理勘定の設定ができる旨等の提供があつた日(非課税管理勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があつた場合には、<u>同1月1日</u>)において設けられます。</p> <p>(累積投資勘定の設定)</p> <p>第3条の2</p> <p>1. NISA口座に係る非課税の適用を受けるための累積投資勘定(当該口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、2018年から<u>2037</u>年までの各年(非課税管理勘定が設けられる年を除きます。)に設けられるものをいいます。以下同じです。)は、勘定設定期間内の各年においてのみ設けられます。</p> <p>2. 前項の累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日(「非課税口座開設届出書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日)において設けられ、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当社にお客様のNISA口座の開設又はNISA口座への累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があつた日(設定しようとする累積投資勘定に係る年分の1月1日前に提供があつた場合には、<u>同1月1日</u>)において設けられます。</p>	<p>(非課税管理勘定の設定)</p> <p>第3条</p> <p>(現行どおり)</p> <p>2. 前項の非課税管理勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日(「非課税口座開設届出書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日)において設けられ、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当社にお客様のNISA口座の開設又はNISA口座への非課税管理勘定の設定ができる旨等の提供があつた日(非課税管理勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があつた場合には、<u>同日</u>)において設けられます。</p> <p>(累積投資勘定の設定)</p> <p>第3条の2</p> <p>1. NISA口座に係る非課税の特例の適用を受けるための累積投資勘定(当該口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、2018年から<u>2023</u>年までの各年(非課税管理勘定が設けられる年を除きます。)に設けられるものをいいます。以下同じです。)は、勘定設定期間内の各年においてのみ設けられます。</p> <p>2. 前項の累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日(「非課税口座開設届出書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日)において設けられ、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当社にお客様のNISA口座の開設又はNISA口座への累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があつた日(設定しようとする累積投資勘定に係る年分の1月1日前に提供があつた場合には、<u>同日</u>)において設けられます。</p>

現行	改正
<p data-bbox="129 132 696 164"><u>(累積投資勘定を設定した場合の所在地確認)</u></p> <p data-bbox="114 180 248 212"><u>第3条の3</u></p> <p data-bbox="114 228 1093 635">1. 当社は、お客様から提出を受けた第2条第1項の「非課税口座開設届出書」(「非課税口座開設届出書」の提出後に氏名又は住所の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出があった場合には、当該「非課税口座異動届出書」をいいます。)に記載又は記録されたお客様の氏名及び住所が、租税特別措置法その他の法令に定める氏名及び住所と同じであることを、基準経過日(お客様が初めてNISA口座に累積投資勘定を設けた日から10年を経過した日及び同日の翌日以後5年を経過した日ごとの日をいいます。)から1年を経過する日までの間(以下、「確認期間」といいます。)に、租税特別措置法その他法令等により定める方法により、確認します。</p> <p data-bbox="114 651 1093 962">2. 前項の場合において、確認期間内にお客様の基準経過日における氏名及び住所が確認できなかった場合には、当該確認期間の終了の日の翌日以降、お客様のNISA口座に係る累積投資勘定に上場株式等の受入れを行うことはできなくなります。ただし、同日以後、前項各号のいずれかの方法によりお客様の氏名及び住所を確認できた場合又はお客様から氏名、住所又は個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合には、その該当することとなった日以後は、この限りではありません。</p> <p data-bbox="544 1026 663 1058" style="text-align: center;"><u>新 設</u></p>	<p data-bbox="1547 84 1666 116" style="text-align: center;">改正</p> <p data-bbox="1547 132 1666 164" style="text-align: center;"><u>削 る</u></p> <p data-bbox="1133 1026 1476 1058"><u>(特定累積投資勘定の設定)</u></p> <p data-bbox="1120 1074 1254 1106"><u>第3条の3</u></p> <p data-bbox="1120 1121 2098 1345">1. NISA口座に係る非課税の特例の適用を受けるための特定累積投資勘定(この契約に基づき当該口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じです。)は2024年以後の各年において設けられます。</p> <p data-bbox="1120 1361 2098 1481">2. 前項の特定累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日(非課税口座開設届出書が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日)において設けられ、「非課税口座</p>

現行	改正
<p style="text-align: center;"><u>新 設</u></p> <p>(非課税管理勘定及び累積投資勘定における処理)</p> <p>第4条</p> <p>1. 非課税上場株式等管理契約に基づいた上場株式等（租税特別措置法第37条の14第1項各号に掲げる株式等をいいます。以下同じです。）の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託は、NISA口座に設けられた非課税管理勘定において処理します。</p> <p>2. (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>新 設</u></p> <p>(NISA口座に受け入れる上場株式等の上限額)</p> <p>第5条</p> <p>1. NISA口座に設けられた各年分の非課税管理勘定又は累積投資勘定に受け</p>	<p>廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当社にお客様のNISA口座の開設又はNISA口座への特定累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があった日（特定累積投資勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があった場合には、同日）において設けられます。</p> <p>(特定非課税管理勘定の設定)</p> <p>第3条の4</p> <p>NISA口座に係る非課税の特例の適用を受けるための特定非課税管理勘定（この契約に基づき当該口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じです。）は第3条の3の特定累積投資勘定と同時に設けられます。</p> <p>(非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定における処理)</p> <p>第4条</p> <p>1. 非課税上場株式等管理契約に基づいた上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託は、NISA口座に設けられた非課税管理勘定において処理します。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. 特定非課税累積投資契約に基づいた上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託は、NISA口座に設けられた特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定において処理いたします。</p> <p style="text-align: center;"><u>削 る</u></p>

現行	改正
<p>入れることができる上場株式等の取得対価の合計額は租税特別措置法その他の法令に定める金額（2020年1月1日時点では、非課税管理勘定においては120万円、累積投資勘定においては40万円）を上限とします（以下、「NISA口座の上限額」といいます。）。</p> <p>2. 前項に定めるNISA口座の上限額は、租税特別措置法その他の法令の変更に伴い変更される場合があります。</p> <p>3. NISA口座でお取引できる金額の単位および最低金額は当社が別途定める方法によりますので、第1項に定めるNISA口座で受け入れられる金額が上限額に満たない場合があります。</p> <p>（非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲）</p> <p>第6条</p> <p>当社は、お客様のNISA口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等（当該NISA口座が開設されている当社の本店に備える振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は当該本店に保管の委託がされるもの限り、<u>租税特別措置法第29条の2第1項本文の適用を受けて取得した同項に規定する特定新株予約権等に係る上場株式等を除きます。</u>）のうち、当社が定める上場株式等のみ受け入れます。</p> <p>（1）次に掲げる上場株式等で、第3条第2項に基づき非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額（イの場合、購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいい、ロの移管により受け入れた上場株式等についてはその移管に係る払出し時の金額をいいます。）の合計額がNISA口座の上限額（次号により受け入れた上場株式等がある場合には、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額を控除した金額をいいます。）を超えないもの</p> <p>（略）</p>	<p>（非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲）</p> <p>第5条</p> <p>当社は、お客様のNISA口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等（当該NISA口座が開設されている当社の本店にかかる振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は当該本店に保管の委託がされるもの限ります。）のうち、当社が定める上場株式等のみ受け入れます。</p> <p>（1）次に掲げる上場株式等で、第3条第2項に基づき非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額（イの場合、購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいい、ロの移管により受け入れた上場株式等についてはその移管に係る払出し時の金額をいいます。）の合計額が120万円（次号により受け入れた上場株式等がある場合には、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額を控除した金額をいいます。）を超えないもの</p> <p>（現行どおり）</p>

現行	改正
<p>(2) 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 11 項により読み替えて準用する同条第 9 項各号の規定に基づき、他年分非課税管理勘定から当該他年分非課税管理勘定が設けられた日の属する年の 1 月 1 日から 5 年を経過した日に、同日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる上場株式等</p> <p>(略)</p> <p>(累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲)</p> <p><u>第 6 条の 2</u></p> <p>当社は、お客様の NISA 口座に設けられた累積投資勘定においては、お客様が当社と締結した積立投資契約に基づいて取得した次に掲げる上場株式等（租税特別措置法第 37 条の 14 第 1 項第 2 号イ及びロに掲げる上場株式等のうち、<u>当該上場株式等を定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、その証券投資信託に係る委託者指図型投資信託約款（外国投資信託の場合には、委託者指図型投資信託約款に類する書類）において租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 15 項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすものに限り、</u>）のうち、当社が定める<u>投資信託のみ</u>を受け入れます。</p> <p>(1) 第 3 条の 2 第 2 項に基づき累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の 12 月 31 日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額（購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいいます。）の合計額が <u>NISA 口座の上限額を超えないもの</u></p> <p>(2) 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 22 項において準用する同条第 12 項第 1 号、第 4 号及び第 11 号に規定する上場株式等</p> <p><u>新 設</u></p>	<p>(2) 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 11 項により読み替えて準用する同条第 10 項各号の規定に基づき、他年分非課税管理勘定から当該他年分非課税管理勘定が設けられた日の属する年の 1 月 1 日から 5 年を経過した日に、同日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる上場株式等</p> <p>(現行どおり)</p> <p>(累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲)</p> <p><u>第 5 条の 2</u></p> <p>当社は、お客様の NISA 口座に設けられた累積投資勘定においては、お客様が当社と締結した積立投資契約に基づいて取得した次に掲げる上場株式等（租税特別措置法第 37 条の 14 第 1 項第 2 号イ及びロに掲げる上場株式等のうち、定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、<u>当該上場株式等（公社債投資信託以外の証券投資信託）に係る委託者指図型投資信託約款（外国投資信託の場合には、委託者指図型投資信託約款に類する書類）において租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 15 項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすものに限り、</u>）のうち、当社が定める<u>上場株式等のみ</u>を受け入れます。</p> <p>(1) 第 3 条の 2 第 2 項に基づき累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の 12 月 31 日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額（購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいいます。）の合計額が <u>40 万円を超えないもの</u></p> <p>(2) 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 24 項において準用する同条第 12 項第 1 号、第 4 号及び第 11 号に規定する上場株式等</p> <p>(特定累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲)</p> <p><u>第 5 条の 3</u></p> <p>当社は、お客様の NISA 口座に設けられた特定累積投資勘定においては、お客</p>

現行	改正
<p style="text-align: center;">新 設</p>	<p>様が当社と締結した積立投資契約に基づいて取得した次に掲げる上場株式等 <u>(租税特別措置法第37条の14第1項第2号イ及びロに掲げる上場株式等のうち、定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、当該上場株式等(公社債投資信託以外の証券投資信託)に係る委託者指図型投資信託約款(外国投資信託の場合には、委託者指図型投資信託約款に類する書類)において租税特別措置法施行令第25条の13第15項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすものに限ります。)</u>のうち、当社が定める上場株式等のみを受け入れます。</p> <p><u>(1) 第3条の3第2項に基づき特定累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額(購入した上場株式等についてはその購入の代価をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいいます。)の合計額が120万円を超えないもの(当該上場株式等を当該特定累積投資勘定に受け入れた場合に、当該合計額、同年において特定非課税管理勘定に受け入れている買付けの委託等により取得した上場株式等の取得対価の額の合計額及び特定累積投資勘定基準額(特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定に前年に受け入れている上場株式等の購入の代価の額等をいう。)の合計額が1,800万円を超えることとなるときにおける当該上場株式等を除きます。)</u></p> <p><u>(2) 租税特別措置法施行令第25条の13第29項において準用する同条第12項第1号、第4号及び第11号に規定する上場株式等</u></p> <p><u>(特定非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲)</u></p> <p><u>第5条の4</u></p> <p><u>1. 当社は、お客様のNISA口座に設けられた特定非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等(当該NISA口座が開設されている当社の本店にかかる振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は当該本店に保管の委託がされるものに限ります。)のうち、当社が定める上場株式等のみを受け入れます。</u></p> <p><u>(1) 特定非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に当社への買付けの委託(当該買付けの委託の媒介、取次ぎ又は代理を</u></p>

現行	改正
	<p>含みます。)により取得をした上場株式等、当社から取得した上場株式等又は当社が行う上場株式等の募集(金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに限ります。)により取得をした上場株式等で、その取得後直ちにNISA口座に受け入れられるもので、受け入れた上場株式等の取得対価の額(購入した上場株式等についてはその購入の代価をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいいます。)の合計額が240万円を超えないもの(当該上場株式等を当該特定非課税管理勘定に受け入れた場合において、次に掲げる場合に該当することとなるときにおける当該上場株式等を除きます。)</p> <p>イ 当該合計額及び特定非課税管理勘定基準額(特定非課税管理勘定に前年に受け入れている上場株式等の購入の代価の額等をいいます。)の合計額が1,200万円を超える場合</p> <p>ロ 当該期間内の取得対価の合計額、その年において特定累積投資勘定に受け入れている買付けの委託等により取得した上場株式等の取得対価の額の合計額及び特定累積投資勘定基準額の合計額が1,800万円を超える場合</p> <p>(2) 租税特別措置法施行令第25条の13第31項において準用する同条第12項各号に規定する上場株式等</p> <p>2. 特定非課税管理勘定には、次の各号に定める上場株式等を受け入れることができません。</p> <p>(1) その上場株式等が上場されている金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所の定める規則に基づき、当該金融商品取引所への上場を廃止することが決定された銘柄又は上場を廃止するおそれがある銘柄として指定されているもの</p> <p>(2) 公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権、投資信託および投資法人に関する法律第2条第14項に規定する投資口又は特定受益証券発行信託の受益権で、同法第4条第1項に規定する委託者指図型投資信託約款(外国投資信託である場合には、当該委託者指図型投資信託約款に類する書類)、同法第67条第1項に規定する規約(外国投資法人の社員の地位である場合には、当該規約に類する書類)又は信託法第3条第1号に規定する信託契約において法人税</p>

現行	改正
<p>(NISA 口座取引である旨の明示)</p> <p>第 7 条</p> <p>(略)</p> <p>2. お客様が NISA 口座及び NISA 口座以外の口座で同一銘柄の上場株式等を保有している場合であって、NISA 口座で保有している上場株式等を譲渡するときは、その旨の明示を行っていただく必要があります。</p> <p>(取得対価の額の合計額が非課税上限額を超える場合の取扱い)</p> <p>第 8 条</p> <p>1. お客様が当社に対し、NISA 口座への受入れである旨の明示を行った上場株式等の買付注文等について、当該注文等の約定の結果、当該 NISA 口座に係る非課税管理勘定内又は累積投資勘定内に受け入れる上場株式等の取得対価の額の合計額が <u>NISA 口座の上限額</u> を超える場合には、当該上場株式等の買付注文等は、特定口座による取引として取り扱います。</p>	<p><u>法第 61 条の 5 第 1 項に規定するデリバティブ取引に係る権利に対する投資(租税特別措置法第 25 条の 13 第 15 項第 2 号に規定する目的によるものを除きます。)</u> として運用を行うこととされていることその他の内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める事項が定められているもの</p> <p>(3) <u>公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権で委託者指図型投資信託約款(外国投資信託である場合には、当該委託者指図型投資信託約款に類する書類)に租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 15 項第 1 号及び第 3 号の定めがあるもの以外のもの</u></p> <p>(NISA 口座取引である旨の明示)</p> <p>第 6 条</p> <p>(現行どおり)</p> <p>2. お客様が NISA 口座及び NISA 口座以外の口座で同一銘柄の上場株式等を保有している場合であって、NISA 口座で保有している上場株式等を譲渡するときは、その旨の明示を行っていただく必要があります。<u>なお、お客様から、当社の NISA 口座で保有している上場株式等を譲渡する場合には、先に取得したも</u><u>のから譲渡することとさせていただきます。</u></p> <p>(取得対価の額の合計額が非課税上限額を超える場合の取扱い)</p> <p>第 7 条</p> <p>1. お客様が当社に対し、NISA 口座への受入れである旨の明示を行った上場株式等の買付注文等について、当該注文等の約定の結果、当該 NISA 口座に係る非課税管理勘定、<u>累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定</u>に受け入れる上場株式等の取得対価の額の合計額が<u>非課税管理勘定において第 5 条第 1 項第 1 号、累積投資勘定において第 5 条の 2 第 1 項第 1 号、特定累積投資勘定において第 5 条の 3 第 1 項第 1 号、特定非課税管理勘定において第 5 条の 4 第 1 項第 1 号に規定する上限額</u> を超える場合には、当該上場株式等の買付注文等は、特定口座による取引として取り扱います。</p>

現行	改正
<p>2. 前項にかかわらず、<u>累積投資勘定内</u>に受け入れる複数銘柄の上場株式等の同一日における取得対価の額の合計額が <u>NISA 口座の上限額</u>を超える場合には、その上限額の範囲内で当社が別途定める優先順位に従って、NISA 口座へ受け入れる銘柄・注文等を決定させていただきます。</p> <p>(譲渡の方法) 第 <u>9</u> 条</p> <p>(略)</p> <p>2. 累積投資勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている <u>投資信託の譲渡</u>は当社への売委託による方法、当社に対して譲渡する方法並びに租税特別措置法第 37 条の 11 第 4 項第 1 号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当社を経由して行われる方法のいずれかの方法により行います。</p> <p><u>新 設</u></p> <p>(譲渡に係る取扱い) 第 <u>10</u> 条</p> <p>1. お客様が NISA 口座の取引として明示のうえ、取得日が異なる同一銘柄の上場株式等を譲渡される場合には、ご指定がない限り非課税期間の残存が短いものから譲渡されたものとして取り扱います。</p>	<p>2. 前項にかかわらず、<u>累積投資勘定又は特定累積投資勘定</u>に受け入れる複数銘柄の上場株式等の同一日における取得対価の額の合計額が <u>各勘定の非課税上限額</u>を超える場合には、その上限額の範囲内で当社が別途定める優先順位に従って、NISA 口座へ受け入れる銘柄・注文等を決定させていただきます。</p> <p>(譲渡の方法) 第 <u>8</u> 条</p> <p>(現行どおり)</p> <p>2. 累積投資勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている <u>上場株式等の譲渡</u>は当社への売委託による方法、当社に対して譲渡する方法並びに租税特別措置法第 37 条の 11 第 4 項第 1 号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当社を経由して行われる方法のいずれかの方法により行います。</p> <p>3. <u>特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等の譲渡</u>は当社への売委託による方法、当社に対して譲渡する方法、<u>上場株式等を発行した法人に対して会社法第 192 条第 1 項の規定に基づいて行う同項に規定する単元未満株式の譲渡</u>について、同項に規定する請求を当社の営業所を経由して行う方法又は租税特別措置法第 37 条の 10 第 3 項第 4 号又は第 37 条の 11 第 4 項第 1 号若しくは第 2 号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡にかかる金銭及び金銭以外の資産の交付が当社を経由して行われる方法のいずれかの方法により行います。</p> <p><u>削 る</u></p>

現行	改正
<p data-bbox="100 132 1102 355">2. 当年の非課税上限額について、設定されている非課税管理勘定又は累積投資勘定にて受け入れている上場株式等を譲渡した場合であっても、当該非課税上限額までの未使用額は増加することなく、その額の再利用はできません。また、当年の非課税未使用額について翌年以降に繰越して利用することもできません。</p> <p data-bbox="100 416 1102 448">(NISA 口座内の上場株式等の払出しに関する通知)</p> <p data-bbox="100 464 1102 496">第 11 条</p> <p data-bbox="100 512 1102 871">1. NISA 口座から上場株式等の全部又は一部の払出しがあった場合（第 6 条第 2 号により取得する上場株式等で NISA 口座に受け入れなかったものであって、NISA 口座に受け入れた後直ちに当該 NISA 口座から払い出されたものとみなされるものを含みます。）には、当社は、お客様に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項に規定する払出し時の金額及び数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日等を書面又は「書面の電子交付等の利用に係る取扱規定」に基づいて行う電子交付により通知します。</p> <p data-bbox="100 1214 1102 1437">2. 前項にかかわらず、NISA 口座内の上場株式等が特定口座に払い出される場合及び第 5 条第 1 号口及び第 2 号に規定する移管に係るもの、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 11 項各号に規定する事由に係るものは、当社は、租税特別措置法施行令に基づき当該払出しに係る通知を省略することができるものとします。</p>	<p data-bbox="1102 132 2107 355">(NISA 口座内の上場株式等の払出しに関する通知)</p> <p data-bbox="1102 464 2107 496">第 9 条</p> <p data-bbox="1102 512 2107 1198">1. 租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項各号に掲げる事由により、非課税管理勘定からの上場株式等の全部又は一部の払出し（振替によるものを含むものとし、第 5 条第 1 号口及び第 2 号に規定する移管に係るもの、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 12 項各号に規定する事由に係るもの並びに特定口座への移管に係るものを除きます。）があった場合（同項各号に規定する事由により取得する上場株式等で非課税管理勘定に受け入れなかったものであって、非課税管理勘定に受け入れた後直ちに当該非課税管理勘定が設けられた NISA 口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。）には、当社は、お客様（相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取扱した者）に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項に規定する払出し時の金額及び数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日等を書面又は「書面の電子交付等の利用に係る取扱規定」に基づいて行う電子交付により通知します。</p> <p data-bbox="1102 1214 2107 1487">2. 租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項各号に掲げる事由により、累積投資勘定からの上場株式等の全部又は一部の払出し（振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 22 項において準用する同条第 12 項第 1 号、第 4 号及び第 11 号に規定する事由に係るもの並びに特定口座への移管に係るものを除きます。）があった場合（同項第 1 号、第 4 号及び第 11 号に規定する事由により取得する上場株式等で累積投資勘定に受け入れなかった</p>

現行	改正
<p data-bbox="539 555 658 587">新 設</p> <p data-bbox="539 1310 658 1342">新 設</p>	<p data-bbox="1115 132 2098 539"> <u>ものであって、累積投資勘定に受け入れた後直ちに当該累積投資勘定が設けられた NISA 口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。)</u>には、当社は、お客様（相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者）に対し、当該払出しのあった上場株式等の租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項に規定する払出し時の金額及び数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日等を書面又は「書面の電子交付等の利用に係る取扱規定」に基づいて行う電子交付により通知します。 </p> <p data-bbox="1115 555 2098 1294"> 3. <u>租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項各号に掲げる事由により、特定累積投資勘定からの上場株式等の全部又は一部の払出し（振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 29 項において準用する同条第 12 項第 1 号、第 4 号及び第 11 号に規定する事由に係るもの並びに特定口座への移管に係るものを除きます。）があった場合（同項第 1 号、第 4 号及び第 11 号に規定する事由により取得する上場株式等で特定累積投資勘定に受け入れなかったものであって、特定累積投資勘定に受け入れた後直ちに当該特定累積投資勘定が設けられた NISA 口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。)</u>には、当社は、お客様（相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者）に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項に規定する払出し時の金額及び数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日等を書面又は「書面の電子交付等の利用に係る取扱規定」に基づいて行う電子交付により通知します。 </p> <p data-bbox="1115 1310 2098 1473"> 4. <u>租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項各号に掲げる事由により、特定非課税管理勘定からの上場株式等の全部又は一部の払出し（振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 31 項において準用する租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 12 項各号に規定する事由に係るもの並びに特</u> </p>

現行	改正
	<p>定口座への移管に係るものを除きます。)があった場合(同項各号に規定する事由により取得する上場株式等で特定非課税管理勘定に受け入れなかったものであって、特定非課税管理勘定に受け入れた後直ちに当該特定非課税管理勘定が設けられた NISA 口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。)には、当社は、お客様(相続又は遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者)に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項に規定する払出し時の金額及び数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日等を書面又は「書面の電子交付等の利用に係る取扱規定」に基づいて行う電子交付により通知します。</p>
<p>(取引所上場株式等の移管又は払出し時に採用する価格)</p>	<p>削る</p>
<p>第 12 条</p>	
<p>1. 金融商品取引法第 2 条第 18 項で定める金融商品取引所(以下、「取引所」といいます。)に上場している株式等を NISA 口座内の他の年分の非課税管理勘定へ移管する場合の価格は、移管した日の取引所の終値とし、無い場合は気配値とします。ただし、2 つ以上の取引所に上場している場合、特別の事情がない限り最も低い価格を採用します。</p>	
<p>2. NISA 口座から特定口座へ取引所に上場している株式等を払い出す場合の価格は、払出し事由が生じた日の取引所の終値とし、無い場合は気配値とします。ただし、2 つ以上の取引所に上場している場合、特別の事情がない限り最も高い価格を採用します。</p>	
<p>(非課税管理勘定終了時の取扱い)</p>	<p>(非課税管理勘定終了時の取扱い)</p>
<p>第 13 条</p>	<p>第 10 条</p>
<p>(略)</p>	<p>1. ~ 2. (現行通り)</p>
<p>(1) お客様から当社に対して第 6 条第 2 号の移管を行う旨その他必要事項を</p>	<p>削る</p>

現行	改正
<p>記載した「非課税口座内上場株式等移管依頼書」の提出があった場合 <u>NISA</u> <u>口座に新たに設けられる非課税管理勘定への移管</u></p> <p>(2) お客様から当社に対して租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 8 項第 2 号に規定する書類の提出があった場合又は当社に特定口座を開設していない 場合 一般口座への移管</p> <p>(3) 前各号に掲げる場合以外の場合 特定口座への移管</p> <p>(累積投資勘定終了時の取扱い)</p> <p>第 <u>13</u> 条の 2</p> <p>(略)</p> <p>(1) お客様から当社に対して租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 8 項第 2 号に規定する書類の提出があった場合又は当社に特定口座を開設していない 場合 一般口座への移管</p> <p>(略)</p> <p>(非課税管理勘定と累積投資勘定の変更手続き)</p> <p>第 <u>14</u> 条</p> <p>1. お客様が、当社に開設した NISA 口座にその年の翌年以後に設けられるこ ととなっている勘定の種類を変更しようとする場合には、勘定の種類を変更す る年の前年中に、当社に対して「非課税口座異動届出書」を提出していただく 必要があります。なお、当該異動届出書が提出される日以前に、設定年分の非 課税管理勘定又は累積投資勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合に は、当社は当該異動届出書を受け付けることができません。</p> <p>2. お客様が、当社に開設した NISA 口座に設けられたその年の勘定の種類を 変更しようとする場合には、その年の 9 月 30 日までに受付手続きが完了するよ う、当社に対して「非課税口座異動届出書」を提出していただく必要がありま す。なお、当該届出書が提出される日以前に、設定年分の非課税管理勘定又は</p>	<p>(1) お客様から<u>非課税管理勘定</u>の終了する年の当社が別に定める期限までに 当社に対して租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 8 項第 2 号に規定する書類 の提出があった場合又は当社に特定口座を開設していない場合 一般口座へ の移管</p> <p>(2) 前各号に掲げる場合以外の場合 特定口座への移管</p> <p>(累積投資勘定終了時の取扱い)</p> <p>第 <u>10</u> 条の 2</p> <p>(現行どおり)</p> <p>(1) お客様から累積投資勘定の終了する年の当社が別に定める期限までに当 社に対して租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 8 項第 2 号に規定する書類の 提出があった場合又は当社に特定口座を開設していない場合 一般口座への 移管</p> <p>(略)</p> <p><u>削</u> <u>る</u></p>

現行	改正
<p data-bbox="109 132 1093 212">累積投資勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当社は当該変更届出書を受け付けることができません。</p> <p data-bbox="542 320 658 352" style="text-align: center;"><u>新 設</u></p>	<p data-bbox="1128 320 1688 352" style="text-align: center;">(累積投資勘定を設定した場合の所在地確認)</p> <p data-bbox="1115 368 1240 400"><u>第 11 条</u></p> <p data-bbox="1115 416 2096 871">1. 当社は、お客様から提出を受けた第 2 条第 1 項の「非課税口座開設届出書」(「非課税口座開設届出書」の提出後に氏名又は住所の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出があった場合には、当該「非課税口座異動届出書」をいいます。)に記載又は記録されたお客様の氏名及び住所が、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める事項と同じであることを、基準経過日(お客様が初めて NISA 口座に累積投資勘定を設けた日から 10 年を経過した日及び同日の翌日以後 5 年を経過した日ごとの日をいいます。)から 1 年を経過する日までの間(以下、「確認期間」といいます。)に確認いたします。ただし、当該確認期間内にお客様から氏名、住所又は個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合を除きます。</p> <p data-bbox="1115 887 2096 1110">(1)当社がお客様から租税特別措置法施行規則第 18 条の 15 の 3 第 6 項に規定する住所等確認書類の提示又はお客様の同条第 7 項に規定する署名用電子証明書等の送信を受け、当該基準経過日における氏名及び住所の告知を受けた場合 当該住所等確認書類又は署名用電子証明書等に記載又は記録がされた当該基準経過日における氏名及び住所</p> <p data-bbox="1115 1126 2096 1254">(2)当社からお客様に対して書類を郵送し、当該書類にお客様が当該基準経過日における氏名及び住所を記載して、当社に対して提出した場合 お客様が当該書類に記載した氏名及び住所</p> <p data-bbox="1115 1270 2096 1477">2. 前項の場合において、確認期間内にお客様の基準経過日における氏名及び住所が確認できなかった場合(第 1 項ただし書の規定の適用があるお客様を除きます。)には、当該確認期間の終了の日の翌日以後、お客様の NISA 口座に係る累積投資勘定に上場株式等の受入れを行うことはできなくなります。ただし、同日以後、前項各号のいずれかの方法によりお客様の氏名及び住所を確認</p>

現行	改正
<p style="text-align: center;">新 設</p>	<p>できた場合又はお客様から氏名、住所又は個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合には、その該当することとなった日以後は、この限りではありません。</p> <p>(特定累積投資勘定を設定した場合の所在地確認)</p> <p><u>第 11 条の 2</u></p> <p>1. 当社は、お客様から提出を受けた第 2 条第 1 項の「非課税口座開設届出書」(「非課税口座開設届出書」の提出後に氏名又は住所の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出があった場合には、当該「非課税口座異動届出書」をいいます。)に記載又は記録されたお客様の氏名及び住所が、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める事項と同じであることを、基準経過日(お客様が初めて NISA 口座に特定累積投資勘定を設けた日から 10 年を経過した日及び同日の翌日以後 5 年を経過した日ごとの日をいいます。)から 1 年を経過する日までの間(以下、「確認期間」といいます。)に確認いたします。ただし、当該確認期間内にお客様から氏名、住所又は個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合を除きます。</p> <p>(1) 当社がお客様から租税特別措置法施行規則第 18 条の 15 の 3 第 6 項に規定する住所等確認書類の提示又はお客様の同条第 7 項に規定する署名用電子証明書等の送信を受け、当該基準経過日における氏名及び住所の告知を受けた場合 当該住所等確認書類又は署名用電子証明書等に記載又は記録がされた当該基準経過日における氏名及び住所</p> <p>(2) 当社からお客様に対して書類を郵送し、当該書類にお客様が当該基準経過日における氏名及び住所を記載して、当社に対して提出した場合 お客様が当該書類に記載した氏名及び住所</p> <p>2. 前項の場合において、確認期間内にお客様の基準経過日における氏名及び住所が確認できなかった場合(第 1 項ただし書の規定の適用があるお客様を除きます。)には、当該確認期間の終了の日の翌日以後、お客様の NISA 口座に係る特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れを行うことはできなくなります。ただし、同日以後、前項各号のいずれかの方法により</p>

現行	改正
<p data-bbox="539 320 658 352">新 設</p> <p data-bbox="539 699 658 730">新 設</p> <p data-bbox="125 1214 349 1246">(その他留意事項)</p> <p data-bbox="112 1262 215 1294">第 15 条</p> <p data-bbox="573 1310 629 1342">(略)</p> <p data-bbox="112 1406 1077 1477"><u>(4) NISA 口座に係る取引所に上場している株式等について支払いを受ける配当等を非課税で受領するためには、「株式数比例配分方式」を指定していた</u></p>	<p data-bbox="1115 132 2096 256"><u>お客様の氏名及び住所を確認できた場合又はお客様から氏名、住所又は個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合には、その該当することとなった日以後は、この限りではありません。</u></p> <p data-bbox="1115 320 2096 400"><u>(特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定から特定口座への払出しについて)</u></p> <p data-bbox="1115 416 1218 448">第 12 条</p> <p data-bbox="1115 464 2096 632"><u>お客様が特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定で保有する上場株式等を特定口座に移管しようとする場合には、当該移管しようとする上場株式等と同一銘柄については、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定から全て移管先の特定口座に移管する必要があります。</u></p> <p data-bbox="1115 695 1738 727"><u>(NISA 口座内の上場株式等の配当等の受領方法)</u></p> <p data-bbox="1115 743 1218 775">第 13 条</p> <p data-bbox="1115 791 2096 1150"><u>お客様が非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等について支払を受ける配当等のうち、上場株式（金融商品取引所に上場されている株式をいい、E T F（上場証券投資信託）、上場 R E I T（不動産投資信託）及び上場 J D R（日本版預託証券）を含みます。）について支払われる配当金及び分配金（以下、「配当金等」といいます。）を非課税で受領するためには、当該配当金等の受取方法について「株式数比例配分方式」を選択し、当社を通じて当該配当金等を受領する必要があります。</u></p> <p data-bbox="1128 1214 1352 1246">(その他留意事項)</p> <p data-bbox="1115 1262 1218 1294">第 14 条</p> <p data-bbox="1518 1310 1688 1342">(現行どおり)</p> <p data-bbox="1547 1406 1659 1437">削 る</p>

現行	改正
<p>だく必要があります。</p> <p>(5) お客様が出国される場合、出国時前日までにその旨当社へ届出を行っていただく必要があり、その際に NISA 口座における上場株式等は、他の有価証券とあわせて、ご売却又は当社の特定口座へ払出しのうえ他の金融商品取引業者へ移管を行っていただきます。</p> <p>(6) 当社への届出がなく出国の事実が判明した場合には、当社は法令等の定めに従い、出国の日に遡って非課税の特例の適用がなかったものとして取り扱います。</p> <p>(7) NISA 口座の重複開設等の要件違反や廃止事由の当社への届出の遅延により、支払われた配当等について過去に遡って当社を通じて納税が必要となる場合があります。</p> <p>(8) 第6号又は第7号により生じた諸費用や源泉徴収税・延滞税等についてお客様にお支払いいただきます。</p>	<p>(4) お客様が出国される場合、出国時前日までにその旨当社へ届出を行っていただく必要があり、その際に NISA 口座における上場株式等は、他の有価証券とあわせて、ご売却又は当社の特定口座へ払出しのうえ他の金融商品取引業者へ移管を行っていただきます。</p> <p>(5) 当社への届出がなく出国の事実が判明した場合には、当社は法令等の定めに従い、出国の日に遡って非課税の特例の適用がなかったものとして取り扱います。</p> <p>(6) NISA 口座の重複開設等の要件違反や廃止事由の当社への届出の遅延により、支払われた配当等について過去に遡って当社を通じて納税が必要となる場合があります。</p> <p>(7) 第5号又は第6号により生じた諸費用や源泉徴収税・延滞税等についてお客様にお支払いいただきます。</p>
<p>(契約の解除)</p>	<p>(契約の解除)</p>
<p>第16条</p> <p>(略)</p>	<p>第15条</p> <p>(現行どおり)</p>
<p>(約款の変更)</p>	<p>(約款の変更)</p>
<p>第17条</p> <p>(略)</p>	<p>第16条</p> <p>(現行どおり)</p>
<p>(他の約款の適用)</p>	<p>(他の約款の適用)</p>
<p>第18条</p> <p>(略)</p>	<p>第17条</p> <p>(現行どおり)</p>

現行	改正
<p data-bbox="107 132 170 164">附則</p> <p data-bbox="539 180 658 212">新 設</p> <p data-bbox="107 555 725 587">この約款は、2023年<u>5月1日</u>より適用されます。</p> <p data-bbox="1025 651 1093 683">以上</p> <p data-bbox="752 746 1093 778">大和コネクト証券株式会社</p>	<p data-bbox="1111 132 1173 164">附則</p> <p data-bbox="1111 180 2096 355"><u>1.約定日が2023年中で受渡日が2024年初となる積立投資契約に基づく投資信託の買付けを可能とするため、お客様の旧の契約に基づき指定される積立条件を、特段の申し出がないかぎり以下のとおり新しい契約に引き継ぐものとします。</u></p> <p data-bbox="1111 371 2096 451"><u>(1) つみたてNISA（累積投資勘定）の場合 つみたて投資枠（特定累積投資勘定）にて継続</u></p> <p data-bbox="1111 467 2096 547"><u>(2) 一般NISA（非課税管理勘定）内の積立投資契約の場合 成長投資枠（特定非課税管理勘定）にて継続</u></p> <p data-bbox="1111 563 1783 595"><u>2.この約款は、2023年<u>10月2日</u>より適用されます。</u></p> <p data-bbox="2033 651 2101 683">以上</p> <p data-bbox="1756 746 2096 778">大和コネクト証券株式会社</p>